中国向け輸出活水産物の輸出証明書発行フロー図

生産漁協

ホタテ貝搬送票の発行

産地証明書（取扱様式1）の発行

仲買人

ホタテ貝搬送票

輸出者

ホタテ貝搬送票の写し

品質確認者

輸出の都度

目視検査実施

申請書類

①輸出証明書発行申請書（要領別紙様式3、5）
②インボイス・PL等の写し
③ホタテ貝搬送票の写し（※）
④産地証明書（取扱様式1）
⑤目視検査実施報告書（要領別紙様式7）
⑥認定検査機関の試験成績書（発行日から1年以内）

申請

輸出証明書発行

輸出証明書発行機関

①水産庁加工流通課
又は
②北海道水産林務部水産経営課

※水産庁加工流通課へ申請する場合、ホタテ貝搬送票の写しの提出は不要です。

検査依頼

試験成績書発行

認定検査機関

①目視検査
②カドミウム・無機ヒ素
③貝毒（二枚貝に限る）
※初回輸出時及びその後年1回以上、認定検査機関での検査が必要

認定申請

検査機関の認定

※中国へ活水産物を輸出する場合は、本手続きによる輸出証明書のほかに、別途、原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書が必要です。

これらの証明書の発行申請先は、水産庁加工流通課又は北海道水産林務部水産経営課です。

※申請時に③のホタテ貝搬送票の写しを添付できない場合、生産漁協が発行する産地証明書を添付し、原則、輸出証明書発行日までに取扱様式2とホタテ貝搬送票の写しを提出願います。